

掛川市選挙管理委員会告示第 17 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿の登録を行う日（以下「登録日」という。）を同項の規定により、令和 6 年 9 月 2 日に定めた。

令和 6 年 8 月 30 日

掛川市選挙管理委員会
委員長 水野 雅文